

損害賠償額の決定について
次のとおり損害賠償額を決定する。

2019年（令和元年）10月8日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

1 損害賠償額

684,948円

2 相手方

藤沢市

3 事故の概要

2019年（令和元年）9月9日に本市に接近した台風第15号の強風により、市有地に設置していた立入禁止用フェンスの鉄板が飛散し、相手方の所有する自動車を損傷する損害を与えたもの

提案理由

台風により飛散した鉄板による自動車の損傷に係る損害賠償額の決定をしたいので、地方自治法第96条第1項第13号の規定により提出する。

参 考

地方自治法 抜粋

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(13) 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。